

# 札幌市感染症予防計画

【令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）】

概要版

令和6年（2024年）3月

札幌市

## 1 計画策定の背景等

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、国は今後の感染症危機に向けた備えを推進するため、令和4年（2022年）12月に感染症法を改正しました。

この改正により、国、都道府県である北海道、保健所設置市である札幌市はそれぞれの役割に応じて、1類～5類の感染症に加え、新たな感染症危機に備えた病床及び外来医療の体制、検査体制、保健所の人員体制等の強化を図るため、新たに数値目標を定めた「感染症予防計画（以下「予防計画」という。）」を策定することとなりました。

また、札幌市の予防計画の策定にあたっては、国の基本指針<sup>1</sup>及び北海道の予防計画の記載内容と整合性をとる必要があるとともに、北海道が設置する「北海道感染症対策連携協議会」で協議を行い、附属機関である「札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議」にも諮ります。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症への対応について、「札幌市新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応に係る検証報告書」を作成しており、この検証報告書で捉えた検討課題への対応については、本計画以外に、令和6年度（2024年度）以降に改定を進める「札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画」等の中で、整理を進めます。

## 2 計画の目的等

### 1 目的：感染症危機への備え

### 2 対象：本計画の対象となる感染症は感染症全般（1類～5類、新興感染症<sup>2</sup>等）であり、類型や主な疾病等については、下記のとおりとなります。

類型	主な疾病（感染症）
1類	エボラ出血熱、痘そう（天然痘）等
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ等
2類	結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ等
3類	コレラ、赤痢、腸管出血性大腸菌感染症等
4類	E型肝炎、デング熱、エムポックス、マラリア等
5類	新型コロナウイルス感染症 <sup>3</sup> 、インフルエンザ等
新感染症・指定感染症	未知の感染症、既知の感染症で政令で指定する感染症

### 3 計画期間

令和6年度から令和11年度（2024年度から2029年度）までの6年間

<sup>1</sup> 国の基本指針：感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（令和5年（2023年）5月）

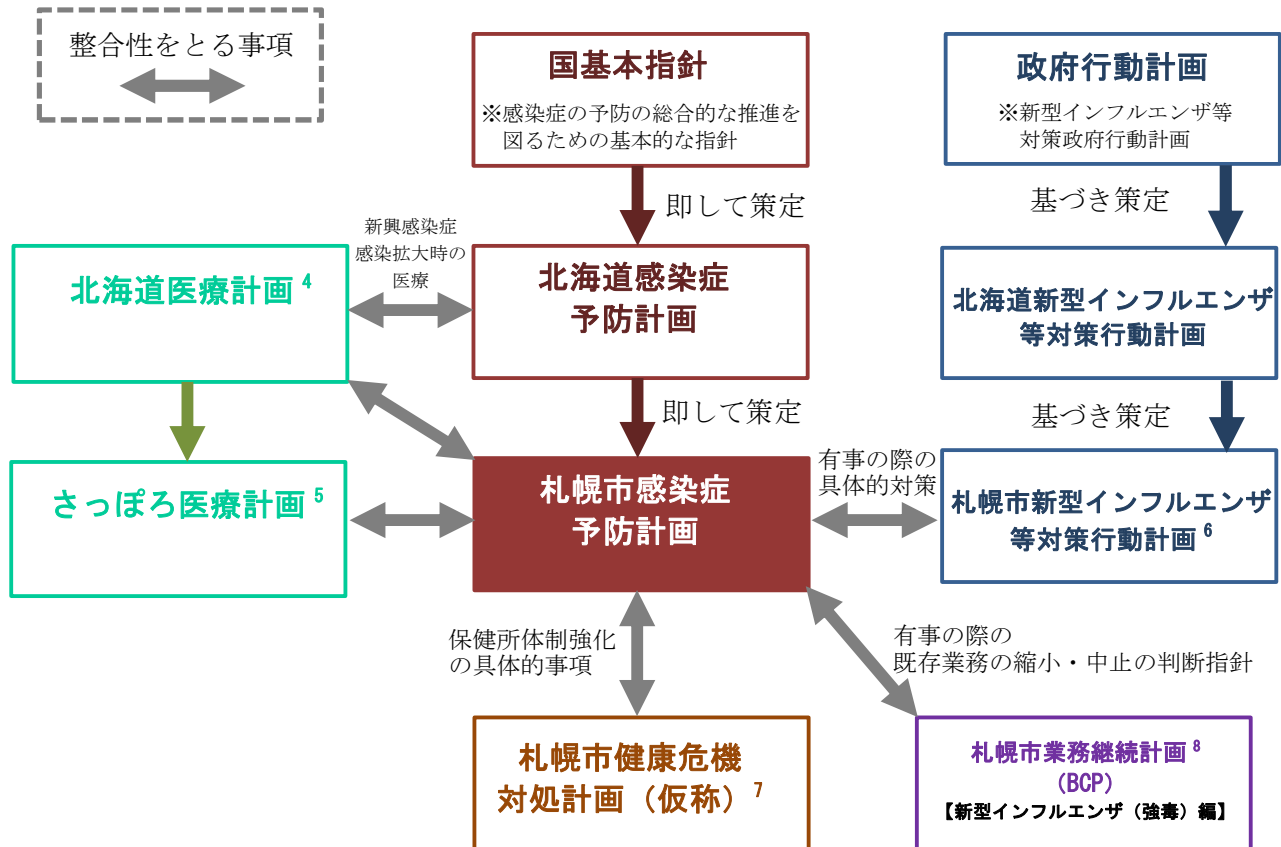
<sup>2</sup> 新興感染症：新型インフルエンザ等感染症、新感染症、指定感染症を指す。

<sup>3</sup> 新型コロナウイルス感染症：新型コロナウイルス感染症（（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年（2020年）1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

### 3 予防計画と関連する各計画との位置づけ

札幌市の予防計画は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）における医療計画や地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）に基づく健康危機対処計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく行動計画との整合性もとる必要があり、これらの計画との関係は下記の図のとおりとなります。

図 予防計画と関連計画との位置づけ



- 4 北海道医療計画：医療法に基づく今後の医療提供体制の充実・強化を図ることを目指す計画
- 5 さっぽろ医療計画：札幌市の目指すべき医療提供体制を明らかにするとともに、その実現に向けた施策を体系化した、札幌市独自の計画
- 6 札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画：新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、新型インフルエンザ等流行時における札幌市の対応方針で、感染拡大防止のための臨時的対策等について定めた計画
- 7 札幌市健康危機対処計画（仮称）：地域保健法に基づく、感染症危機発生時に速やかな有事体制の移行や業務の絞り込み等をあらかじめ定める計画
- 8 札幌市業務継続計画（新型インフルエンザ（強毒編））（BCP）：新型インフルエンザ等流行時において、行動計画に基づく新型インフルエンザ等対策及び継続すべき重要な業務などの優先業務へ人員を配置するなど最低限必要な業務を維持するための事前計画

## 4 計画の記載事項

### 1 主な項目

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて、本計画の**主な項目**について、下記のとおり抜粋して記載しています。（詳細は本書をご確認ください。）

項目	平時 (既存の感染症発生時の対応)	有事 (新興感染症の発生及びまん延時)
検査体制 【目次：第5】	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生研究所による検査体制、検査能力の向上</li> <li>民間検査機関等との協定の締結により連携体制の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生研究所による発生初期検査の実施</li> <li>協定に基づく民間検査機関での検査体制に移行し患者増に対応</li> </ul>
医療体制 【目次：第6】	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所、感染症指定医療機関<sup>9</sup>、医師会等専門職能団体との緊密な連携</li> <li>医療機関との協定締結（北海道）</li> <li>医療提供体制整備に向けた数値目標の設定（北海道）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道が締結する医療機関との協定に基づき医療機関と連携した医療体制の構築（病床確保、発熱外来の実施等）</li> </ul>
移送体制 【目次：第7】	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防機関や民間移送事業者との協定締結による体制の確保</li> <li>平時からの感染症患者を想定した移送訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染者増により、保健所のみでは移送が困難となった場合に、協定に基づき民間移送事業者等へ委託</li> </ul>
宿泊療養体制 【目次：第9】	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊事業者との協定締結による体制の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定に基づき円滑に宿泊療養施設を開設</li> </ul>
クラスター対策 【目次：第10.13】	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修や訓練により高齢者施設等と平時からの連携を強化</li> <li>医療専門職等の人材育成、専門機関との平時からの連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者施設等で感染症がまん延しないような環境を構築</li> </ul>
感染症に関する啓発 【目次：第12】	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症患者等の人権の尊重・差別防止に関する啓発等を実施</li> <li>研修や相談の場を通じた感染症に対する正しい知識の普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報道機関等と患者等発生時の報道方法について検討</li> <li>感染症患者等の人権の尊重・差別防止に関する啓発等を継続</li> </ul>
保健所体制 【目次：第14】	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策等に関する研修や訓練の実施</li> <li>ICT活用、業務委託化等への対応</li> <li>健康危機対処計画の策定（保健所体制）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康危機対処計画をもとにした保健所の有事体制への移行</li> <li>業務内容の整理、ICT活用、外部委託化等の実施</li> </ul>

<sup>9</sup> 感染症指定医療機関：北海道が指定する1類感染症患者等の医療を担当する医療機関

## 2 医療提供体制・予防まん延防止措置体制の確保に必要な項目の数値目標

予防計画では、感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして、厚生労働省令で定める体制の確保に係る事項について、**数値目標を設定**する必要があり、札幌市では下記のとおり、数値目標を設定しています。

なお、対象とする感染症は、感染症法に定める新興感染症を基本とし、新型コロナウイルス感染症への対応を想定していますが、事前の想定とは大きく異なる事態となった場合には、国や北海道との協議等を経て、状況に応じた機動的な対応を行うものとします。

各項目の積算根拠の詳細は、**本書の 54 ページ**に記載しているほか、下記ホームページに補足資料を掲載しておりますので、そちらをご参照ください。

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/kansen/sapporo-yoboukeikaku.html>

**表 札幌市感染症予防計画における各項目の数値目標**

項目	時期			積算根拠
	平時	流行初期 (国公表1カ月後)	流行初期以降 (国公表6カ月後)	
PCR 検査の実施能力 (1日当たりの検査可能数)		500 件/日	3,770 件/日	北海道の数値目標と人口割合から算出
PCR 検査機器数 (市衛生研究所分)		3 台	4 台	市衛生研究所の現有台数等
宿泊施設居室確保数		360 室	980 室	北海道の数値目標と人口割合から算出
研修・訓練回数	3 回/年			第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン <sup>10</sup> における数値目標
保健所人員確保数		400 人		コロナ対応時の札幌市の従事職員数の実績値より算出
IHEAT <sup>11</sup> 研修受講者数	5 人/年			コロナ対応時の札幌市の実績値

<sup>10</sup> 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2023：幅広い分野を対象とした札幌市のまちづくりに係る中長期計画

<sup>11</sup> IHEAT：Infectious Disease Health Emergency Assistance Team の略名で、令和3年度から開始した、感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に、地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する制度

**札幌市保健福祉局保健所 感染症総合対策課**

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19

TEL 011-622-5199

FAX 011-622-5168

ホームページ <https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/kansen/sapporo-yoboukeikaku.html>



さっぽろ市  
02-F06-23-2752  
R5-2-1648